# コアタイム変更に伴う規程の修正

以下の内容に基づき、フレックスタイム制に関するコアタイムを「午前8時30分から午後4時30分」に変更しました。また、関連する規程も必要に応じて更新しました。

### 変更点の概要

#### 変更対象の規程

- 1. フレックスタイム制に関する労使協定書
- 2. 在宅勤務規程

### 変更理由

- ・ユーザーの依頼事項に基づき、コアタイムの適用時間を「8:30-16:30」に変更す る必要がありました。
- ・在宅勤務規程については、フレックスタイム制と関連付けるために補足の記載を 追加しました。

### 変更内容の詳細

#### 1. フレックスタイム制に関する労使協定書

- ・ファイル名: フレックスタイム制に関する労使協定書 03.docx
- · 変更箇所: 第5条
- ・変更前の文言:第5条 コアタイムとして労働しなければならない時間帯は、午前 11時から午後3時までとする。
- ·変更後の文言: 第5条 コアタイムとして労働しなければならない時間帯は、午前 8時30分から午後4時30分までとする。
- ·**更新理由**: ユーザーの依頼事項に基づき、コアタイムを「午前8時30分から午後4 時30分」に変更する必要があるため。

### 2. 在宅勤務規程

- ・ファイル名: 22 在宅勤務規程.docx
- ・変更箇所: 第8条 ・変更前の文言: 第8条 1日の勤務時間は、就業規則所定の労働時間を勤務したも のとみなす。
- ・変更後の文言: 第8条 1日の勤務時間は、就業規則所定の労働時間を勤務したものとみなす。フレックスタイム制を適用する場合は、コアタイム及びフレキシブルタイムの取り扱いについて、別途会社が定めた基準に従うものとする。
  ・更新理由: 在宅勤務制度とフレックスタイム制が関連している可能性があるため、
- コアタイムの記載を追加する必要があると判断しました。

## まとめ

上記の変更により、コアタイムを「8:30-16:30」に統一し、関連する規程を整備しました。これにより、フレックスタイム制及び在宅勤務制度の運用が一貫性を持つ形になります。

変更内容が反映された規程をPDF形式で提出いたします。